

ちてきしょうがいしゃふくし
知的障害者福祉のしおい



い 生きがいと健康づくりイメージキャラクター
けんこう
「ちゃっぴー」

しづ おか けん
静岡県

◆ もくじ ◆

こ う 項	も く 目	ペ ージ
1 療育手帳	りょういくてちょう 療育手帳について	1
2 年金	ねんきん 障害基礎年金、心身障害者扶養共済制度	2
3 手当	てあて とくべつじどうふようてあて とくべつしょうがいしゃてあて しょうがいじふくしてあて 特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当	3
4 税金	ぜいきん 税制上の優遇措置	4
5 割引・減免	わりびき げんめん りょうきんわりびき ゆうりょうどうろ 有料道路の料金割引、NHK放送受信料の減免、NTTの無料番号案内、 けいたいでんわきほんしようりょうどう 携帯電話基本使用料等の割引、駐車禁止除外標章、県立施設の利用料金 げんめん の減免	5~8
6 医療	いりょう 重度障害者(児)医療費助成	9
7 障害者・児に対する福祉サービスの体系	しおうがいじゅ 支援事業、障害児通所支援及び障害児相談支援、障害児入所支援(施設) けいやく (契約の場合)	10~15
8 障害児者ライフサポート事業	じきょう	15
9 生活支援	せいかつしょん 在宅重症心身障害児(者)療育支援事業	16
10 就業支援	しゅうぎょうしょん 施設、障害者働く幸せ創出センター、障害者職業能力開発 しせつ 一、職場適応訓練制度、障害者トライアル雇用制度、ジョブコーチ制度	17~19
11 成年後見制度	せいねんこうけんせいど	20
12 日常生活自立支援事業	にちじょうせいかつ けいさい	20
13 各種相談	かくしゅそだん このしおりに掲載されている情報は令和4年4月1日現在のものです。最新情報等につ いては県ホームページにて随時お知らせいたします。しおりに記載している事業の他にそれぞ れの市や町の単独事業もあります。	21~25

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shogaifukushi/1040584/1023701.html>

1 療育手帳（りょういくてちょう）

とあさきすしちょう
？問い合わせ先：お住まいの市町

りょういくてちょう ★ 療育手帳について

ちてきしょうがい　かたがた　いっかん　そだん　しえん　おこな　えんじょ　う
知的障害のある方々に、一貫した相談・支援を行なうとともに、いろいろな援助を受けやすくなるため、療育手帳の交付制度があります。

こうふう　かた　いんかん　じさん　しゃしん　そ　しふくしじむしょまた　まちやくば
交付を受けたい方は、印鑑を持参のうえ、写真（4cm×3cm）を添えて、市福祉事務所又は町役場に申請してください。

てちょう　こうふう　かた　てちょう　じかい　はんていねんげつ　してい　はんていねんげつ
手帳の交付を受けた方は、手帳に次回の判定年月が指定されているときは、その判定年月までに

さいはんてい　う
再判定を受けてください。

こうふう　つぎ　ぱあい　しふくしじむしょまた　まちやくば　とど
また、交付後、次のような場合は、すみやかに市福祉事務所又は町役場へ届けてください。

てちょう　ふんしつ　はそん
◆手帳の紛失・破損
じゅうしょ　しめい　へんこう

◆住所・氏名の変更

りょういくてちょう　も　かた　りょうかのう　おも　せいど 《療育手帳をお持ちの方が利用可能な主な制度》

くぶん 区分	せいど 制度	ねんれい 年齢	さんしょう 参照ページ
てあて 手当・ 年金など	しょうがいきそねんkin 障害基礎年金	さいいじょう 20歳以上	2
	じんしんじょうがいしゃふようきょううさい 心身障害者扶養共済		2
	どくべうじどうふようてあて 特別児童扶養手当	さいみまん 20歳未満	3
	どくべうじょうがいしゃてあて 特別障害者手当	さいいじょう 20歳以上	3
	しょうがいじふくしてあて 障害児福祉手当	さいみまん 20歳未満	3
ぜいきん 税金	しょとくせい　じゅうみんせいこうじょ 所得税・住民税控除		4
	じどうしゃせいでうげんめん 自動車税等減免		4
わりびき 割引 げんめん 減免	してつとううんちんわりびきせいど JR・私鉄等運賃割引制度		5
	はうぞうじゅしんりょうげんめん 放送受信料減免		6
	けんりうじせう　りょうりょうきん　げんめん 県立施設の利用料金の減免		7
いりょう 医療	じゅうどしおがいしゃ　じ　いりょうひじょせい 重度障害者(児)医療費助成		9

※各制度において利用可能な要件がありますので、詳しくは参照ページをご覧ください。

2年金(ねんきん)

★ 障害基礎年金

②問い合わせ先：お住まいの市町

障害基礎年金は、国民年金に加入している間にかかった病気やけがによって一定の障害の状態（※）にあるときに支給されるほか、60歳以上で加入をやめた後、65歳になるまでの間に初診がある病気やけがにより障害の状態にあるとき、また、20歳前の障害については、20歳になったときや20歳以降に一定の障害の状態にあれば受けることができます。

（※）一定の障害の状態とは、国民年金法による障害等級の1級または2級の

状態をいいます。

◆令和4年度年金額：（1級）972,250円 （2級）777,800円

★ 心身障害者扶養共済制度（任意加入）

②問い合わせ先：お住まいの市町

障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障害のある方に終身一定額（月2万円）の年金が支給される任意加入の制度です。

◆加入できる保護者の要件
年齢が65歳未満（毎年4月1日における年齢）で、特別の疾病がなく、生命保険契約の

対象となる健康状態であること

- ◆障害のある方の範囲
- ①知的障害（療育手帳A・B所持者）
 - ②身体障害（身体障害者手帳1級～3級所持者）
 - ③精神障害（精神障害者保健福祉手帳1級・2級所持者）
 - ④上記と同程度の障害と認められるもの

（手帳を所持していないなくても加入できる場合があります。）
かけきん しょくせい ちほうせい ぜんぐくしょくこうじょ
なお、掛金は所得税、地方税とも全額所得控除されます。

3 手 当(てあて)

と あ さき す しちょう
③ 月別手当

とくべつじどうふようてあて ★ 特別児童扶養手当

しんたい ちてきまつ せいしん ジュウどまた ちゅうど しょうがい ゆう さいみまん じどう かんご かた しきゅう
身体、知的又は精神に重度又は中度の障害を有する20歳未満の児童を監護している方に支給されます。ただし、所得状況などにより手当が支給されない場合があります。

◆手当月額：(1級) 52,400円

(2級) 34,900円(令和4年4月分から)
しはらいじき がつ がつぶん がつぶん がつ がつぶん がつぶん がつ がつぶん がつぶん

◆支払時期：4月（12月分から3月分）、8月（4月分から7月分）、11月（8月分から11月分）

じゅきゅうご つぎ がいとう ぱあい てあて う しかく
受給後、次のいずれかに該当する場合は、手当を受ける資格がなくなりますので、すみやかに市福祉事務所又は町役場へ届け出してください。

① 受給者が児童を監護しなくなったとき

② 受給者又は児童が死亡及び日本国外へ転出したとき

③ 児童が障害を支給事由とする公的年金を受けるようになったとき

④ 対象児童の障害の程度が政令で定められた障害の状態に該当しなくなったとき

⑤ 児童が児童福祉施設等(保育所、通園施設への母子入所等は除く。)に入所しているとき

とくべつじょうがいしゃてあて ★ 特別障害者手当

にちじょうせいかつ じょうじとくべつ かいご ひつよう さいいじょう ざいたくじゅうどじょうがいしゃ かた しきゅう
日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅重度障害者の方に支給されます。ただし、所得状況などにより手当が支給されない場合があります。

◆手当月額：27,300円(令和4年4月分から)

◆支払時期：2月（11月分から1月分）、5月（2月分から4月分）、8月（5月分から7月分）、
11月（8月分から10月分）

じょうがいじふくしてあて ★ 障害児福祉手当

にちじょうせいかつ じょうじかいご ひつよう さいみまん ざいたくじゅうどじょうがいしゃ かた しきゅう
日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅重度障害者の方に支給されます。ただし、所得状況などにより手当が支給されない場合があります。

◆手当月額：14,850円(令和4年4月分から)

◆支払時期：2月（11月分から1月分）、5月（2月分から4月分）、8月（5月分から7月分）、
11月（8月分から10月分）

4 税金(ぜいきん)

とあさきすしちょうぜいむしょけんさいむじむしょ

問い合わせ先：お住まいの市町、税務署、県財務事務所

★ 税制上の減免措置

しょうがい ていど いっていいじょう ばあい かくしゅ ぜい げんめんそち
障害の程度が一定以上の場合、各種の税の減免措置などがあります。

くぶん区分	げんめん 減免 ないよう 内容	たいしようはんい 対象範囲	といあわ 問合 さき せ先
しょとくせい 所得税	しょとく 所得 こうじょ 控除	とくべつしょうがいしゃ ほんにん こうじょたいしようはいぐうしゃ ふようしんぞく りょういくてちょう 特別障害者（本人・控除対象配偶者・扶養親族）【療育手帳A】	ぜいむしょ 税務署
		しょうがいしゃこうじょ ほんにん こうじょたいしようはいぐうしゃ ふようしんぞく りょういくてちょう 障害者控除（本人・控除対象配偶者・扶養親族）【療育手帳B】	
じゅうみんせい 住民税	しょとく 所得 こうじょ 控除	とくべつしょうがいしゃこうじょ しょとくせい おな 特別障害者控除（所得税と同じ） しょうがいしゃこうじょ しょとくせい おな 障害者控除（所得税と同じ）	しちょう 市町
じどうしゃせいや 自動車税 かんきょうせいのう (環境性能 わり しゅべつわり 割・種別割) けいじゅうしゃせいや 軽自動車税 かんきょうせいのうわり 環境性能割 けいじゅうしゃせいや 軽自動車税 しゅべつわり 種別割	げんめん 減免	ちてきしょうがいしゃまた もの せいけい いつ もの しゅとくまた しょゆう じどうしゃ 知的障害者又はその者と生計を一にする者が取得又は所有する自動車 とう もっぱ とうがいしようがいしゃ つうがくとう とうがいしようがいしゃ せいけい いつ 等で専ら当該障害者の通学等のために当該障害者と生計を一にする もの うんてん ばあい 者が運転する場合 ちてきしょうがいしゃ しゅとくまた しょゆう じどうしゃとう もっぱ とうがいしようがいしゃ つうがく 知的障害者が取得又は所有する自動車等で専ら当該障害者の通学 とう とうがいしようがいしゃ じょうじかいごしゃ うんてん ばあい 等のために当該障害者の常時介護者が運転する場合	けんさいむ 県財務 じむしょ 事務所
		りょういくてちょう 【療育手帳A】	
そうよぜい 贈与税	ひかせい 非課税	しょうがいしゃひかせいしんたくしんこくしょ ていしゅつ とくていしょうがいしゃふようしんたくけいやく 「障害者非課税信託申告書」の提出により、特定障害者扶養信託契約に基づく特定障害者（※）である受益者に対しては、信託受益権の価格が6せんまんえん りょういくてちょう せんまんえん りょういくてちょう ひかせい 千万円（療育手帳A）、3千万円（療育手帳B）までは非課税となる。 とくべつしょうがいしゃ りょういくてちょう よよ いってい しょうがいしゃ りょういくてちょう ※特別障害者（療育手帳A）及び一定の障害者（療育手帳B）	ぜいむしょ 税務署
そうそくせい 相続税	ぜいがく 税額 こうじょ 控除	しょうがいしゃ そうそくまた いそう ざいさん しゅとく ばあい とうがいしようがいしゃ 障害者が相続又は遺贈により財産を取得した場合、当該障害者が さい たっ ねんすう いっていがく じょう きんがく ぜいがく こうじょ 85歳に達するまでの年数に一定額を乗じた金額を税額から控除する。	ぜいむしょ 税務署

★ 利子等の非課税（障害者マル優制度）マル優、特別マル優制度があります。

きんゆうきかん てつづ よちょきん こくさい がんぽん まんえん
あらかじめ金融機関で手続きをすることにより、預貯金や国債などについて、それぞれ元本350万円を
げんど りし ひかせい
限度として利子などが非課税になります。

【対象者】

しんたいしようがいしゃてちょう も かた
（1）身体障害者手帳をお持ちの方

りょういくてちょう も かた
（2）療育手帳をお持ちの方

せいしんしようがいほんふくしてちょう も かた
（3）精神障害保健福祉手帳をお持ちの方

しょうがい しきゅうじゅう ねんきん じゅきゅう かた
（4）障害を支給事由とする年金の受給をされている方

しょうがいじふくしてあて とくべつしょうがいしゃてあて けいかてきふくしてあて う かた
（5）障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当を受けている方

5 割引・減免(われいき・げんめん)

とあさきかくじぎょうしゃ
問い合わせ先: 各事業者

けんないしてつ とう りょかくうんちんわりびきせいど ★ JR・県内私鉄、バス、タクシー等の旅客運賃割引制度

こうつう 交通 きかん 機関	わりびきたいしょう くぶん 割引対象の区分		けんしゆ 券種	わりびきりつ 割引率			
				ほんにん 本人	かいごしゃ 介護者		
てつどう 鉄道 JR・ し て つ 私 鉄 (※2)	てちょう 手帳A だい しゅ (第1種)	たんどくりよう 単独利用	ふつう 普通 (※1)	50%			
		かいいこしゃあり 介護者有	ふつう ていき 普通・定期 かいすう きゅうこう 回数・急行	50%	50%		
	てちょう 手帳B だい しゅ (第2種)	たんどくりよう 単独利用	ふつう 普通 (※1)	50%			
		かいいこしゃあり 介護者有 さいみまん (12歳未満)	ていき 定期	(※4)	50%		
けんない 県内 バス	てちょう てちょう 手帳A・手帳B だい しゅ だい しゅ (第1種・第2種) (※3)		ふつう 普通	50%	50%		
			ていき 定期	30%	30%		
タクシー	てちょう だい しゅ 手帳A (第1種)、手帳B (第2種)	だい しゅ	りょうきん (メーター料金)	10%			
こうくう こくないせん 航空(国内線)	かくうんそうじぎょうしゃまたろせんこと 各運送事業者又は路線によって異なることがあります。 じぎょうしゃとあ 事業者にお問い合わせください。						
ふね 船							

(※1) 片道100kmを超える場合

かくうんそうじぎょうしゃまたろせんこと

じぎょうしゃとあ

(※2) 各運送事業者又は路線によって異なることがあります。事業者にお問い合わせください。

ていきけんじょうしゃけんこうにゅうじげしゃじかならりょういくてちょうていじ

しょうさいりょう

(※3) 定期券、乗車券購入時やバス下車時に必ず療育手帳をご提示ください。詳細はご利用

がいしゃとあ
になるバス会社にお問い合わせください。

どうじょうばあいかぎほんにんわりびきじぎょうしゃ

(※4) 同乗の場合に限り本人も割引となる事業者もあります。

りょかくうんちんわりびきせいでりようさいまもりよう

・旅客運賃割引制度を利用する際は、ルールを守ってご利用ください。

わりびきじょうしゃけんはつぱいまとぐりょういくてちょうていじこうにゅう

・割引乗車券は、発売窓口で療育手帳を提示して購入してください。

だいしゅまただいしゅしょうめいりょういくてちょうていじわりびきてきようしうべつ

・第1種又は第2種の証明がない療育手帳を提示しても割引が適用されません。種別

ひょうきはあいりょういくてちょうふまとぐちとあしょうめいう

標記がない場合は、療育手帳交付窓口へ問い合わせ、証明を受けるようにしてください。

しょうにさいみまんしょうにていきけんおよびしょうにこうくうけんたいほんにんじょううきわりびき

・小児(12歳未満)については、小児定期券及び小児航空券に対して、本人の上記割引

てきよう

は適用されません。

うんちんわりびきうりょういくてちょうていじ

・タクシー運賃の割引を受けるときは、療育手帳を提示してください。

うんちんしちょうべっとじょせいどじっし

・タクシー運賃は、市町により別途助成制度を実施しているところがあります。

★ 有料道路の料金割引

じゅうど ちてきょうがいしゃ てちょう だい しゅ かた じょうしゃ かいごしゃ じどうしゃ うんてん ゆうりょうどうろ りよう
重度の知的障害者(手帳A・第1種)の方が乗車して、介護者が自動車を運転し、有料道路を利用
ばあい つうこうりょうきん さいだい わりびき わりびき う じぜんとうろくてつづき ひつよう
する場合に通行料金の最大50%が割引されます。割引を受けるには、事前登録手続きが必要にな
くわ す しちょう ごそだん
ります。詳しくはお住まいの市町に御相談ください。

★ NHK放送受信料の減免

とあさき
問い合わせ先：NHKふれあいセンター 0570-077-077
ちてきょうがいしゃ かた かぞく ゆう かぞくぜんいん しちょうそんみんせい ひかぜい せたい じゅしんりょう めんじょ
知的障害者の方を家族に有し、家族全員の市町村民税が非課税の世帯は受信料が免除になります
じゅうど ちてきょうがいしゃ てちょう かた せたいぬし じゅしんけいやくしゃ ばあい じゅしんりょう はんがくめんじょ
す。また、重度の知的障害者(手帳A)の方が世帯主で受信契約者の場合は受信料が半額免除
す しちょう しょうがいふくしたんとうか しょうめい う しんせい
になります。お住まいの市町の障害福祉担当課で証明を受けて、NHKに申請してください。

★ NTTの無料番号案内(ふれあい案内)

りょういくてちょう せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう しんたいしょうがいしゃてちょう しかくしょうがい きゅう したいふじゆう
療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳(視覚障害1~6級と肢体不自由
じょうし たいかん にゅうようじき いぜん ひしんこうせい のうびょうへん うんどうきのうしようがい きゅう
(上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)1、2級のいずれ
こうふ う かた じせん とうろく でんわばんごうあんない むりょう りよう
かの交付を受けている方が、事前登録いただくと電話番号案内(104)が無料で利用できます。
もうしこ てつづ ぐたいてき りようほうほう にしにほん でんわ
申込みの手続きや具体的な利用方法はNTT西日本(電話0120-104174、FAX0120-104134)
ごそだん
に御相談ください。

※ふれあい案内の利用については、NTT西日本及びNTTの104を利用できる通信業者の回線から、
はあい たいしょう
104をダイヤルした場合が対象となります。

★ 携帯電話基本使用料等の割引

でんわがいしゃ しんたいしょうがいしゃてちょう りょういくてちょう せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう こうふ
電話会社によっては、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付
う かた けいたいでんわ きほんしようりょうとう わりびき
を受けている方の携帯電話の基本使用料等が割引となります。
ぐたいてき わりびき ないよう りつ てつづ とう けいやく でんわがいしゃ ごそだん
具体的な割引の内容・率や手続き等は契約している電話会社に御相談ください。

★ 駐車禁止除外標章 問い合わせ先：各警察署交通(第一)課

じゅうしやきんしじょがいひょうじょう とあさき かくけいさつしょこうつう だいいち か
重度の知的障害児(者)(手帳A)の方が通学・通園・通院・買い物等に際して介護者の自動車に同乗
ばあい こうあんいいんかい ちゅうしやきんしきてい てきよう じょがい せいど くわ けいさつしょまどぐち
する場合に、公安委員会の駐車禁止規定の適用が除外される制度があります。詳しくは警察署窓口
ごそだん
に御相談ください。

けんりつしせつ りょうりょうきん けんめん
★ 県立施設の利用料金の減免

たいしょうしゃ りょういくてちょうじょじゅ かいごしゃ ひとり
対象者：療育手帳所持者とその介護者（1人）

対象施設	所在地・電話番号	減免措置の対象 項目
けんりつびじゅつかん 県立美術館	〒422-8002 静岡市駿河区谷田53-2 TEL (054) 263-5755	かんらんりょう 観覧料
ちきゅうかんきょうし ふじのくに地球環境史 ミュージアム	〒422-8017 静岡市駿河区大谷5762 TEL (054) 260-7111	かんらんりょう 観覧料
ちやみやこ ふじのくに茶の都 ミュージ アム	〒428-0034 しまだしにかなやふじみちょう 島田市金谷富士見町3053-2 TEL (0547) 46-5588	かんらんりょう 観覧料
静岡県富士山世界遺産センタ ー	〒418-0067 富士宮市宮町5-12 TEL (0544) 21-3776	かんらんりょう 観覧料
けんすいさんかいようじゅつけんきゅうしょ 県水産海洋技術研究所 ふじようそんじょう 富士養鱒場	ふじのみやしいのかしら 〒418-0108 富士宮市猪之頭579-2 TEL (0544) 52-0311	かんらんりょう 観覧料
けんすいさんかいようじゅつけんきゅうしょ 県水産海洋技術研究所 はまなこぶんじょうはまなこたいけん 浜名湖分場 浜名湖体験 がくしゅうしせつ 学習施設「ウォット」	〒431-0214 はままつしにしくまいさかちょうべんてんじま 浜松市西区舞阪町弁天島5005-3 TEL (053) 592-2880	りょうりょうきん 利用料金
けんりつしんりんこうえんもり いえ 県立森林公園森の家	〒434-0016 はままつしはまとくねがた 浜松市浜北区根堅2450-1 TEL (053) 583-0090	利用料金
けんえいどしこうえん 県営都市公園		にゅうえんりょうまた 入園料又は りょうりょうきんなど 利用料金等 しようさい かくこうえん (詳細は各公園 じむしょとあ 事務所へお問い合わせ ください)
しずおかんふじさん 静岡県富士山こどもの くに 国	ふじしかさき 〒417-0803 富士市桑崎1015 TEL (0545) 22-5555	
あしたかこういきこうえん 愛鷹広域公園	ぬまづしあしたか 〒410-0001 沼津市足高202 TEL (055) 924-8878	
しずおかんくさなぎそうごう 静岡県草薙総合 うんどうじょう 運動場	しずおかしするがくくりはら 〒422-8008 静岡市駿河区栗原19-1 TEL (054) 261-9265	
おがさやまそうごううんどうこうえん 小笠山総合運動公園	ふくろいしあいの 〒437-0031 袋井市愛野2300-1 TEL (0538) 41-1800	
えんしゅうなだかいひんこうえん 遠州灘海浜公園	はままつしみなみくえのしまちょう 〒430-0844 浜松市南区江之島町1706 TEL (053) 442-6775	
はまなこ 浜名湖ガーデンパーク	はままつしにしくむらくしちょう 〒431-1207 浜松市西区村櫛町5475-1 TEL (053) 488-1500	
けんりつすいえいじょう 県立水泳場	しずおかしあおいくにしがや 〒421-2116 静岡市葵区西ヶ谷357-2 TEL (054) 296-3675	りょうりょうきん 利用料金

ふじすいえいじょう 富士水泳場	ふじしおおぶち TEL (0545) 35-6022 〒417-0801 富士市大淵266	りょうりょうきん 利用料金
けんふどうかん 県武道館	ふじえだしまえじま TEL (054) 636-2332 〒426-0067 藤枝市前島2-10-1	りょうりょうきん 利用料金

※減免を受ける場合は、療育手帳又はミライロ ID を提示してください。

6 医療(いりょう)

とあさきすしちょう
?問い合わせ先：お住まいの市町

★ 重度障害者(児)医療費助成

かくしゅけんこうほけん みと しんりょう う ぱあい じこふたん しちょう じょせい う
各種健康保険で認められた診療を受けた場合の自己負担について、市町の助成が受けられます。た

だし、所得により助成が受けられない場合があります。

たいしようしゃ しんたいしようがいしゃてちょう きゅう ないぶしょうがい きゅう りょういくてちょう
対象者（※）：身体障害者手帳1・2級・内部障害3級、療育手帳A、
せいしんしようがいしゃほけんふくしてちょう きゅう も かた とくべつじどうふようてあて きゅう しょうかい ゆう かた
精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方、特別児童扶養手当1級の障害を有する方

いっぽんてき れい しちょう たいしようしゃ はんい こと
※一般的な例であり、市町により対象者の範囲は異なります。

しちょう せいでど こと しおさい しちょうまどぐち ごそくだん
市町により制度が異なりますので、詳細については市町窓口に御相談ください。

★ 後期高齢者医療制度

びょういん いりょうきかん まどぐちふたん わり けいげん せいで ふたんわりあい せたいしょとく おうじて
病院など医療機関における窓口負担が、1～3割に軽減される制度です。（負担割合は世帯所得に応じて

へんどう
変動します。）

こうきこうれいじやいりょうせいで かにゅう ぱあい いま かにゅう いりょうほけん だつだい だつたい てつづ
後期高齢者医療制度に加入する場合、今まで加入していた医療保険は脱退することになります。脱退手続き
きについては、加入していた医療保険担当部署へご確認ください。

【対象者】

- さいいじょう ぼう
・75歳以上の方
- さいいじょう さいみまん いってい しょうがい
・65歳以上75歳未満で一定の障害（※）があると認定を受けた方（認定を受けるための申請手続きが必要
です。）

いってい しょうがい がいとう ぱあい
※1 一定の障害はいかに該当する場合です。

こくみんねんきんぼうどう しょうがいねんきん きゅう
・国民年金法等における障害年金1・2級

しんたいしようがいしゃてちょう きゅう
・身体障害者手帳1・2・3級

しんたいしようがいしゃてちょう きゅう かし しょうがい きゅう ごう りょうかし ゆび か
・身体障害者手帳4級（①下肢障害4級1号（両下肢のすべての指を欠くもの）

かし しょうがい きゅう ごう さゆう いっぽう かし かたい ぶんの いじょう か
②下肢障害4級3号（左右どちらか一方の下肢を下腿の2分の1以上で欠
くもの）

かし しょうがい きゅう ごう さゆう いっぽう かし きのう いちじるしいしょうがい
③下肢障害4級4号（左右どちらか一方の下肢機能の著しい障害）

おんせいけんごきのうしょうがい
④音声言語機能障害）

りょういくてちょう
・療育手帳A

せいしんしようがいしゃほけんふくしてちょう きゅう
・精神障害者保健福祉手帳1・2級

7 障害者・児に対する福祉サービスの体系(しょうがいしゃ・じにたいするふくしあいせい)

とあさきすしちょう
?問い合わせ先：お住まいの市町

平成25年4月1日に施行された「障害者総合支援法」に基づき、障害のある方々に、身近な市町が、
障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業などの提供を行います。また、障害のある方や介護
する方の相談に応じたり、情報提供などを行います。

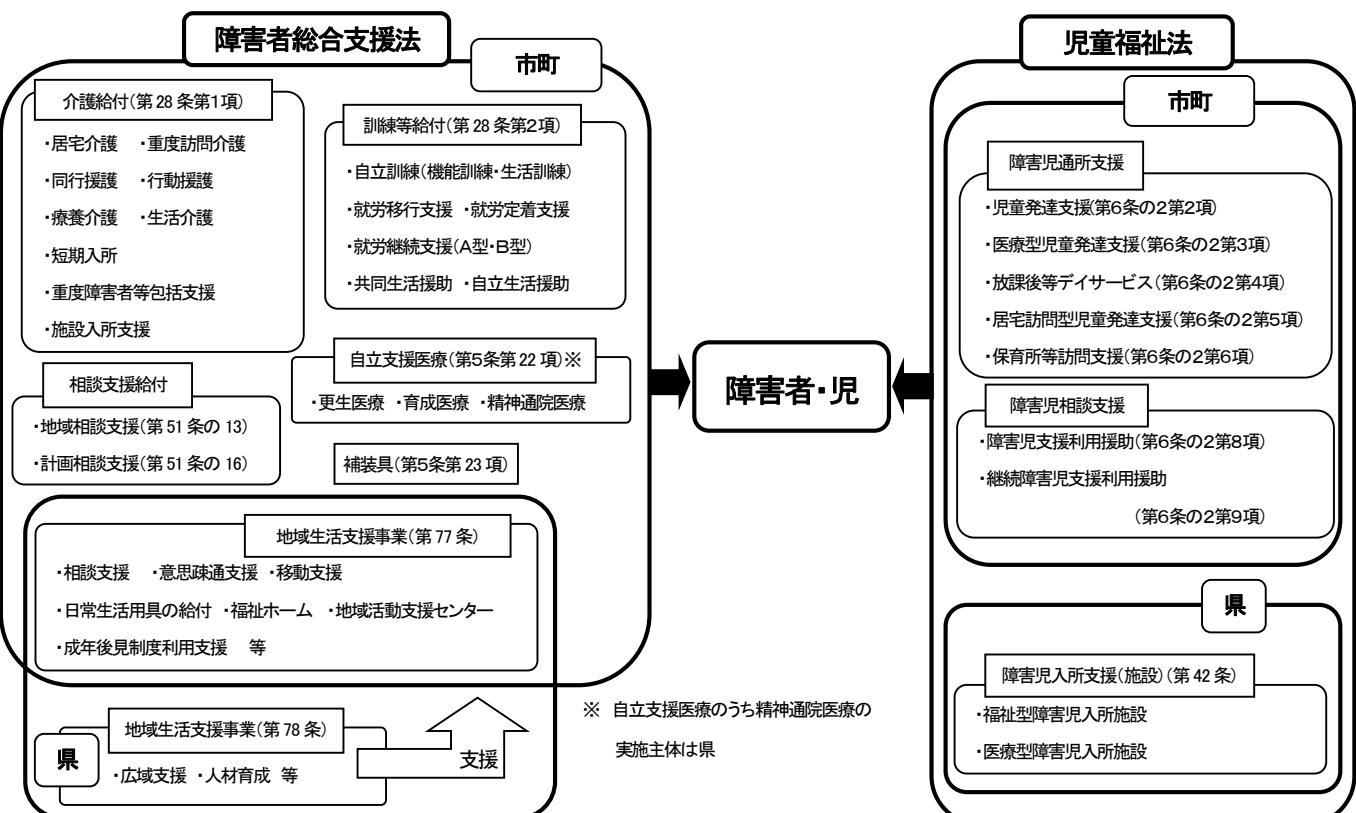
《障害者総合支援法のサービス》

大きく分けて「自立支援給付」と「地域生活支援事業」の2つがあります。

「自立支援給付」…介護給付、訓練等給付、相談支援給付、自立支援医療、補装具の給付など

「地域生活支援事業」…手話通訳者や移動支援従事者（ガイドヘルパー）の派遣、日常生活用具の給付など

ど



★ 自立支援給付

障害のある方の自己決定を尊重し、利用者本意のサービスの提供を基本としてサービス提供事業者と対等な関係に基づき、障害のある方が自らサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組みです。障害者総合支援法で規定するサービスの1つです。

(基本的な仕組み)

(1)自立支援給付の利用を希望する際は市や町に相談し、自立支援給付費の支給申請をします。市や町で自立支援給付費を支給することが適当と認められたときは自立支援給付費の支給決定がされます。

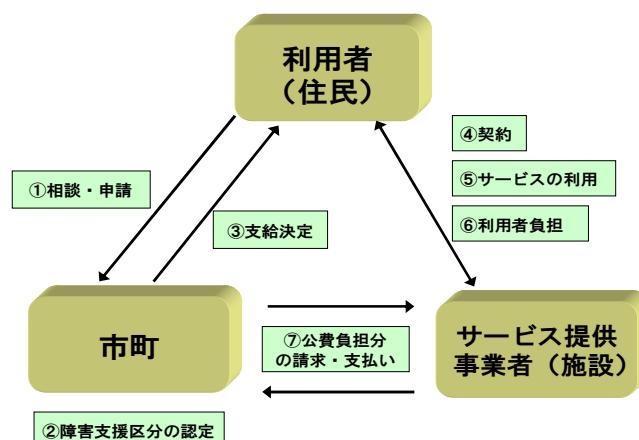
(2)県知事もしくは政令市長の指定を受けた事業者・施設と契約し、サービスを利用します。

(3)サービスを利用した時は

・事業者・施設に対して利用者負担額を払います（所得に応じて月額の負担上限額が設定されます。市や町の窓口にお問い合わせください）。また、市や町はサービス提供に係る経費のうち、利用者負担額を除いた額を給付費として支給します（事業者・施設が代理で受領）。

(4)介護保険制度の福祉サービスを受けることができる方は、介護保険のサービスが優先されます。

(手続きの流れ)



(サービスの種類)

	サービス名	サービスの内容
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅における、入浴、排せつ又は食事などの介護
	重度訪問介護	常時介護を要する重度の肢体不自由者・知的障害者・精神障害者の方に対し、居宅での入浴、排せつ、食事の介護のほか、外出の際の移動中の介護など総合的な介護
	同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障害のある方に対して、外出時における、移動に必要な情報の提供と移動のための援護

	こうどうえんご 行動援護	こうどうじょういちじる こなんん らできしょうがいまた せいしんしょうがい かた たい 行動上 著しい困難がある知的障害又は精神障害のある方に対して、 こうどう さい しょう きけん かいひ ひつよう えんご がいしゅつ さい 行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出の際の いどうちゅう かいご 移動中の介護
	りょうようかいご 療養介護	じょうじかいご よう いりょう ひつよう しょうがい かた たい ひょういん 常時介護を要し、また医療が必要な障害のある方に対して、病院などで にちゅう おこな きのうんねん りょうようじょう かんり かんご いがくてきかんり もと かいご 日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護 にちじょうせいかつじょう せわ や日常生活上の世話
	せいかつかいご 生活介護	じょうじかいご よう しょうがいしゃしえんしせつ しせつ にっしゅう おこな にゅうよく はい 常時介護を要し、障害者支援施設などの施設で日中に行われる入浴、排 しょくじ かいご そそうさてきかつどう せいさんかつどう きかいていきょう せつ、食事の介護や、創作的活動、生産活動の機会提供など
	たんきにゅうしょ 短期入所 (ショートステイ)	かいご かた ひょうき たんきかん にゅうしょ ひつよう かた たい 介護する方の病気などによって短期間の入所が必要な方に対して、 しょうがいしゃしえんしせつ おこな にゅうよく はい しょくじ かいご 障害者支援施設などで行う入浴、排せつ、食事の介護
	じゅうどじょうがいしゃとうほう 重度障害者等包 括支援	つね かいご ひつよう じゅうど しょうがい かた たい きよたくかいご た しうがい 常に介護が必要な重度の障害のある方に対し、居宅介護やその他の障害 ふくし ほうかつてき おこな かいご 福祉サービスを包括的に行う介護
	しせつにゅうしょしえん 施設入所支援	しせつ おも やかん おこな にゅうよく はい しょくじ かいご 施設において、主に夜間に行われる入浴、排せつ、食事の介護
訓 練 等 給 付 <small>くんれんどうきゆつ ふ</small>	じりつくんれん 自立訓練	じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ いとな 自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、身体機能や せいのかのうりょく こうじょう ひつよう くんれん 生活能力の向上のための必要な訓練
	しゅうろういこうしえん 就労移行支援	しゅうろう きぼう かた たい せいさんかつどう きかい ていきょう しゅうろう ひつよう 就労を希望する方に対し、生産活動などの機会を提供し、就労に必要な ちしき のうりょくこうじょう ひつよう くんれん 知識や能力向上のための必要な訓練
	しゅうろううけいぞくしえん 就労継続支援	つうじょう じぎょうしょ こよう こなんん かた たい しゅうろうきかい ていきょう せいさんかつどう 通常の事業所での雇用が困難な方に対して、就労機会の提供や生産活動 きかい ていきょう つう ちしき のうりょくこうじょう ひつよう くんれん などの機会の提供を通じた知識や能力向上のための必要な訓練
	しゅうろううていちゃくしえん 就労定着支援	いっぽんしゅうろう いこう かた しゅうろう ともな せいかつめん かだい たいおう 一般就労に移行した方に、就労に伴う生活面の課題に対応するための しえん おこな 支援を行う。
	じりつせいかつえんじょ 自立生活援助	ひとりぐ ひつよう りかいりょく せいかつりょくとう おぎな ていきてき きよたくほうもん すいじ 一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時 たいおう ひつよう しえん おこな の対応により必要な支援を行う。
	きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助 (グループホーム)	きょうどうせいかつ おこな じゅうきょ おも やかん おこな そうだん にゅうよく はい 共同生活を行なう住居において、主に夜間に行われる相談や入浴、排せ また しょくじ かいご ほか にちじょうせいかつじょう えんじょ つ又は食事の介護その他の日常生活上の援助
相 談 支 援 給 付 <small>そうだんしえんきゆつ ふ</small>	ちいきそだんしえん 地域相談支援 ちいきいこうしえん (地域移行支援)	じゅうきょ かくほ た ちいき せいかつ いこう かつどう かん 住居の確保、その他の地域における生活に移行するための活動に関する そだん た べんぎ きょう 相談、その他の便宜の供与
	ちいきそだんしえん 地域相談支援 ちいきいちらくしえん (地域定着支援)	じょうじれんらぐたいせい かくほ しょうがい とくせい きいん しょう きんきゅう 常時連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の じたいなど たいおう そだん た べんぎ きょうよ 事態等に対応した相談、その他の便宜の供与

けいかくそうだんしえん 計画相談支援 (サービス利用支援)	しきゅうけっていまた 支給決定又は支給決定の変更前のサービス等利用計画案を作成、 しきゅうけっていまた 支給決定又は変更後、サービス事業者等との連絡調整、計画の作成
けいかくそうだんしえん 計画相談支援 (継続サービス利用支援)	など サービス等の利用状況を検証及び計画の見直しを実施、 しきゅうけっていまた 支給決定又は変更後、サービス事業者等との連絡調整、計画の作成

★ 地域生活支援事業

障害のある方が、自立した日 常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性等に応じた柔軟な事業形態による事業を実施します。

※事業の実施状況は市町により異なりますので、代表的な事例を掲載しています。

事業名	事業内容
そだんしえんじぎょう 相談支援事業	障害のある方や障害のある方を介護する方の相談に応じたり、情報提供などを行います。
せいねんこうけんせいどりようしえんじぎょう 成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害のある方、精神障害のある方に対し、申立てに要する費用等の一部を補助します。
いしそつうしえんじぎょう 意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害のある方に、手話通訳者等の派遣を行います。
にちじょうせいかつようぐきゅうふとうじぎょう 日常生活用具給付等事業	障害のある方に、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与します。
いどうしえんじぎょう 移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の支援を行います。
たじぎょう その他の事業	低額な料金で、居室その他の設備を提供する福祉ホームの運営や、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。

じどうふくしほう 《児童福祉法のサービス》

おお わ しょうがいじつうしょしえん しょうがいじそうだんしょしえん しょうがいじにゅうしょしせつ
 大きく分けて「障害児通所支援」、「障害児相談支援」、「障害児入所施設」の3つがあります。
 しょうがいじつうしょしえん じどうはったつしえん いりょうがたじどうはったつしえん ほうかごとう とう
 「障害児通所支援」…児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス等
 しょうがいじそうだんしょしえん しょうがいじしえんりようえんじょ けいそくしょうがいじしえんりようえんじょ
 「障害児相談支援」…障害児支援利用援助、継続障害児支援利用援助
 しょうがいじにゅうしょしえん しせつ ふくしがたしょうがいじにゅうしょしせつ いりょうがたしようがいじにゅうしょしせつ
 「障害児入所支援（施設）」…福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

★ 障害児通所支援及び障害児相談支援

つうしょ りょういくどう しえん ひつよう しょうがいじ たいしょう しえん おこな
 通所による療育等の支援が必要な障害児を対象とする支援を行います。

しえん しゅるい
(支援の種類)

	じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容
しょうがいじ 障害児 つうしょしえん 通所支援	じどうはったつしえん 児童発達支援	にちじょうせいかつ きほんてき どうさ しどう ちしきぎのう ふ よ しゅうだん 日 常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団 せいかつ てきおうくんれん しえん 生活への適応訓練などの支援
	いりょうかたじどうはったつしえん 医療型児童発達支援	にちじょうせいかつ きほんてき どうさ しどう ちしきぎのう ふ よ しゅうだん 日 常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団 せいかつ てきおうくんれん しえんおよ ちりょう 生活への適応訓練などの支援及び治療
	ほうかごとう 放課後等デイサービス	じゅぎょう しゅうりょうごまだ きゅうこうび せいかつのうりょくこうじょう 授業の終了後又は休校日における、生活能力向上のため くんれん しゃかい こうりゅうそくしん しえん の訓練、社会との交流促進などの支援
	ほいくじょとうほうむんしえん 保育所等訪問支援	ほいくじょとう しょうがいじ たい しょうがいじいがい じどう 保育所等における、障害児に対する、障害児以外の児童との しゅうだんせいかつ てきおう せんもんき しえん 集団生活への適応のための専門的な支援
しょうがいじ 障害児 そうだんしえん 相談支援	しょうがいじしえんりようえんじょ 障害児支援利用援助	しょうがいじつうしょしえん きゅうふけっていまた きゅうふけってい へんこうまえ しょうがいじ 障害児通所支援の給付決定又は給付決定の変更前の障害児 しえんりようけいかくあん さくせい きゅうふけっていまた へんこうご じぎょうしゃとう 支援利用計画案を作成、給付決定又は変更後、事業者等との れんらくちょうせい けいかく さくせい 連絡調整、計画の作成
	けいそくしょうがいじしえんりようえんじょ 継続障害児支援利用援助	りよう しょうがいじつうしょしえん りようじょうきょう けんしょうおよ けいかく みなお 利用する障害児通所支援の利用状況を検証及び計画の見直 じっし ひつよう しょうがいじ ほごしゃ たい へんこうしんせい かんしょう しを実施、必要により障害児の保護者に対し変更申請を勧奨

きほんてき しく

(基本的な仕組み)

りよう きぼう さい し まち そうだん しんせいてつづ おこな し まち しきゅう てきとう みと

(1) 利用を希望する際は市や町に相談し、申請手続きを行います。市や町で支給が適当と認められ
しきゅうけつい

たときは支給決定がされます。

けんちじ せいれいしちょう してい う じぎょうしゃ しせつ けいやく りよう

(2) 県知事もしくは政令市長の指定を受けた事業者・施設と契約し、サービスを利用します。

りよう とき

(3) サービスを利用した時は

じぎょうしゃ しせつ たい りようしゃふたんがく はら しょどく おう げつがく ふたんじょうげんがく せつい

・事業者・施設に対して利用者負担額を払います（所得に応じて月額の負担上限額が設定されま

しちょうまどぐち と あ し まち ていきょう かか けいひ

す。市町窓口にお問い合わせください。）。また、市や町はサービス提供に係る経費のうち、

りようしゃふたんがく のぞ がく きゅうふひ しきゅう じぎょうしゃ しせつ だいり じゅりょう

利用者負担額を除いた額を給付費として支給します（事業者・施設が代理で受領）。

★ 障害児入所支援(施設)(契約の場合)

- ・福祉型…施設に入所している児童に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。
- ・医療型…施設に入所又は指定医療機関に入院している児童に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行います。

(基本的な仕組み)

- (1) 利用を希望する際は市町又は児童相談所に相談し、申請手続きを行います。支給が適当と認められたときは支給決定がされます。
- (2) 以降については、障害児通所支援・障害児相談支援(本ページ上段)と同じです。

★静岡県立中央図書館郵送貸出サービス

③問い合わせ先：お住まいの市町

- 重度の障害があり図書館への来館が困難な方への、郵送により図書の貸出を行います。
- ・対象者：静岡県に在住し、障害の程度がAの療育手帳をお持ちの方。
 - ・手続き：電話(054-262-1244)、FAX(054-264-4268)等で貸出の請求をします。
 - ・利用代金：無料(送料も無料、通話料・通信料等は自己負担)
 - ・貸出数：図書・雑誌併せて20冊以内、視聴覚資料3点以内。
 - ・貸出期間：1ヶ月以内(郵送期間を含む)。

8 障害児者ライフサポート事業(しょうがいじしゃらいふさぽーとじぎょう)

③問い合わせ先：お住まいの市町

障害のある方やその家族が、地域で安心して生活できるよう、障害者総合支援法による障害福祉サービスや地域生活支援事業では利用できないきめ細かな生活支援サービス等を提供します。市町によって利用できるサービスが異なりますので、詳しくは、お住まいの市町にお問い合わせください。

(サービスの例)

- ・ヘルパー派遣：特別支援学校等への送迎等
- ・短期入所(ショートステイ)：指定施設等を利用した宿泊サービス等
- ・デイサービス：指定施設等を利用した放課後児童対策等
- ・軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成：軽度・中等度難聴児が補聴器を購入等する費用を助成

9 生活支援(せいかつしん)



とあさきす しちょうまた けんけんこうふくしほうがいふくしか
問い合わせ先：お住まいの市町又は県健康福祉部障害福祉課

★ 在宅重症心身障害児(者)療育支援事業

ざいたく じゅうしうしょうしんしんじょうがいじ しゃ りょういくしえんじぎょう
在宅の重症心身障害児(者)等に対して、専門職員が療育相談等を行います。

けいき 圏域	じぎょうしょめい 事業所名	ほうじんめい 法人名	しょざいしちょう 所在市町	でんわんごう 電話番号
かも 賀茂	ちいきせいかつしん 地域生活支援センター すまいる	しゃかいふくしほうじんいす かい 社会福祉法人伊豆つくし会	しもだし 下田市	0558-28-0106
あたみ 熱海 いとう 伊東	そうだんしえん 相談支援センターいとう	しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 じょうがさき 城ヶ崎いこいの里	いとうし 伊東市	0557-52-3213
すんどう 駿東 たがた 田方	いすいりょうふくし 伊豆医療福祉センター	しゃかいふくしほうじんおんしづだんさいせいかい 社会福祉法人恩賜財団済生会 しほしそおかけんさいせいかい 支部静岡県済生会	いすくにし 伊豆の国市	055-949-1418
ふじ 富士	サン・ビレッジ	いっぽんしゃだんほうじん 一般社団法人サン・ビレッジ	ふじし 富士市	0545-71-3995
	せいかつかいこじぎょうしょ 生活介護事業所メルシー	かぶしきかいしゃ 株式会社エーキックス	ふじし 富士市	0545-67-5400
しずおか 静岡	アグネス静岡	しゃかいふくしほうじんこひつじがくえん 社会福祉法人小羊学園	しずおかし 静岡市	054-249-2833
しだ 志太 はいばら 榛原	じょうがいふくし 障害福祉サービス事業所 わかふじ	しゃかいふくしほうじんふすいかい 社会福祉法人富水会	ふじえだし 藤枝市	054-636-1710
ちゅう とう とう えん 遠	とうえんちくせい 東遠地区生活支援センター	とうえんがくえんくみあい 東遠学園組合	きくがわし 菊川市	0537-35-2971
	せいかつかいこじぎょうしょ 生活介護事業所びのほーぶ	しゃかいふくしほうじんわしうかい 社会福祉法人和松会	かけがわし 掛川市	0537-29-5858
	そうだんしえんじぎょうしょ 相談支援事業所 ゆい 結	しゃかいふくしほうじんふくはまかい 社会福祉法人福浜会	いわたし 磐田市	0538-58-2362

10 就業支援(しゅうぎょうしえん)

くに けんとう しゅうぎょうしえんきかん
《国・県等の就業支援機関》

★ 静岡障害者職業センター

しうおかしおうがいしやしそくぎょう
障害のある方の雇用を促進するため以下のサービスを行います。
ないよう

(サービスの内容)

しうおかしおうううんひしえん
職業相談・評価、職業準備支援、ジョブコーチの派遣等

しせつめい 施設名	しおざいち 所在地	れんらくさき 連絡先
しうおかしおうがいしやしそくぎょう 静岡障害者職業センター	しうおかしあおいくくろがねちょう 静岡市葵区黒金町59-6 だいどうせいめいしうおか かい 大同生命静岡ビル7階	TEL054-652-3322 FAX054-652-3325

★ 障害者職業能力開発施設等

しうおかしおうううんれん
○障害のある人の向けの職業訓練(若年者コース訓練)
けんりつ しょくぎょうくんれんこう ねんかん しうおかしおうのうりょくかいはつ じっし

県立あしたか職業訓練校では、1年間の職業能力開発を実施しています。

- ・コンピュータ科・・・主に身体障害のある方を対象とした訓練(定員10人)
- ・生産・サービス科・・・主に知的障害のある方を対象とした訓練(定員40人)

けんりつしうおかしおうのうりょくかいはつせつ ぬまづ しみず はままつ かく
ほか
また、県立職業能力開発施設(沼津・清水・浜松の各テクノカレッジ)では、その他にも
しうおかしおうくんれん じっし

職業訓練を実施しています。

- ・事業主委託訓練・・・職場実習を中心の訓練です。(3か月程度)
- ・デュアル訓練・・・座学と職場実習を組み合わせた訓練です。(3か月~6か月)
- ・在職者訓練・・・企業にお勤めの方を対象にした訓練です。(2日~6日程度)

【実施校】

めい コース名	しうおか あしたか職業 訓練校	こうかたんきだいがっこう 工科短期大学校 (静岡キャンパス)	こうかたんきだいがっこう 工科短期大学校 (沼津キャンパス)	はままつ 浜松テクノカレッジ (浜松技術専門校)
じゅくねんしゃ 若年者コース くんれん 訓練	○	しうおか 詳細については、お問い合わせください。		
じぎょうぬし 事業主 いたくくんれん 委託訓練	○	○	○	○
くんれん デュアル訓練		○	○	○
さいしょくしゃくんれん 在職者訓練	○	○		○

れんらくさき
【連絡先】

けんりつ 県立あしたか職業訓練校	しょくぎょうくんれんこう 沼津市宮本5-2	TEL (055)924-4380 FAX(055)924-7758
けんりつこうかたんきだいがっこう 県立工科短期大学校 しづおか (静岡キャンパス)	しづおかしみずくくすのき 静岡市清水区楠160	TEL (054)345-8098 FAX(054)345-2921
けんりつこうかたんきだいがっこう 県立工科短期大学校 ぬまづ (沼津キャンパス)	ぬまづしおおか 沼津市大岡4044-24	TEL (055)925-1072 FAX (055)925-1115
けんりつはままつ 県立浜松テクノカレッジ はままつぎじゅつせんもんこう (浜松技術専門校)	はままつしひがしくこいけちょう 浜松市東区小池町2444-1	TEL (053)462-5602 FAX(053)462-5604

★ 障害者働く幸せ創出センター

所在地：5風来館4階（静岡市葵区呉服町）

とあさきほうじん

問い合わせ先：NPO法人 オールしづおかベストコミュニティ（TEL:054-251-3515）

じょうほうしゅうしゅうはっしんそうごうそうだんまだぐちかいせつじゅさんじきょうしえんとうとおふくしさんぎょうかい

情 報 の 収 集 や 発 信 、 総 合 相 談 窓 口 の 開 設 や 授 産 事 業 の 支 援 等 を 通 し 、 福 祉 と 産 業 界 を つな
ぎ、障害のある人が働くことを広く支援します。

★ 障害者就業・生活支援センター

しゅうぎょうおよともなにちじょうせいかつまたしゃかいせいかつじょうしえんひつようしょうがいしゃたいしよう
就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害者を対象に、
せんもんしょくいんそうだんしえんおこな
専門の職員が相談・支援を行います。

けいき 域	めい センター名	ほうじんめい 法人名	しょざいち 所在地	でんわばんごう 電話番号
かも 賀茂	かもしうがいしゃしゅうぎょうせいかつしえん 賀茂障害者就業・生活支援 センター「わ」	しゃかいふくしほうじんふいくかい 社会福祉法人覆育会	しもだし 下田市	0558-22-5715
あたみ 熱海 いとう 伊東	しょうがいしゃしゅうぎょうせいかつしえん 障害者就業・生活支援センター 「おおむろ」	しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 じょうがさきさと 城ヶ崎いこいの里	いとうし 伊東市	0557-53-5501
すんどう 駿東 たがた 田方	しょうがいしゃしゅうぎょうせいかつしえん 障害者就業・生活支援センター 「ひまわり」	しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 たいようおか あしたか太陽の丘	ぬまづし 沼津市	055-923-7981
ふじ 富士	ふじしうがいしゃしゅうぎょうせいかつしえん 富士障害者就業・生活支援 センター「チャレンジ」	しゃかいふくしほうじんせいしんかい 社会福祉法人誠信会	ふじし 富士市	0545-39-2702
しづおか 静岡	しうがいしゃしゅうぎょうせいかつしえん 障害者就業・生活支援センター 「さつき」	しゃかいふくしほうじんめいこうかい 社会福祉法人明光会	しづおかし 静岡市	054-277-3019
しだ 志太 はいはら 榛原	しうがいしゃしゅうぎょうせいかつしえん 障害者就業・生活支援センター 「ぼらんち」	とくていひえいりかつどうぼうじん 特定非営利活動法人 しづおかふくしうごうしえんかい 静岡福祉総合支援の会 そらだいち 空と大地と	しまだし 島田市	0547-36-8985

ちゅうとう 中東 えん 遠	しそおかちゅうとうえんじょうがいしゃしゅうぎょう 静岡中東遠障害者就業・ せいかつしょん 生活支援センター「ラック」	しゃかいふくしほうじんめいわかい 社会福祉法人明和会	ふくろいし 袋井市	0538-43-0826
せいぶ 西部	しうがいしゃしゅうぎょう せいかつしょん 障害者就業・生活支援センター 「だんだん」	いりょうほうじんしゃだんしくうかい 医療法人社団至空会	はままつし 浜松市	053-482-7227

《その他就業支援制度のご紹介》

★ 職場適応訓練制度

とあさきもよ ?問い合わせ先：最寄りのハローワーク

しごとばしょな くんれん しょくばおこな くんれんたんきくんれん しゅうかんないじゅうど
仕事をする場所に慣れるための訓練を職場で行います。訓練は短期訓練（2週間以内）。重度
しょうがいしゃ しゅうかんない いっぽんくんれん げついないじゅうどしおいしゃ ねんない
障害者は4週間以内）と一般訓練（6ヶ月以内）。重度障害者は1年以内）があります。

★ 障害者トライアル雇用制度

とあさきもよ ?問い合わせ先：最寄りのハローワーク

しようかいひとげんそくためはたら こよう かいしゃ しょうがい
障害のある人が原則3ヶ月試しに働いてみる（トライアル雇用）ことにより、会社と障害のある
ひとたがわあしごとむたしうえつづはたらめざせいど
人が互いに分かり合い、仕事に向いているかを確かめた上で、続けて働くことを目指す制度です。

★ 職場適応援助者（ジョブコーチ）制度

しようかいひとしごとつづ そうだん ぱあい かいしゃ おし かた ふだん せつ
障害のある人から仕事を続けていくことについての相談がある場合や、会社からの教え方や普段の接
かたふあんぱあい しょくばでむききょう しょうがいひとあいだしごと
し方などに不安がある場合に、ジョブコーチが職場に出向き、企業と障害のある人の間にあって、仕事
かたおしとくいにがてかいしゃせつめいひとりじょうきょうあしえん
のやり方を教えたり、得意なことや苦手なことを会社に説明したり、一人ひとりの状況に合わせた支援
みなはたらしょくばしえんくにしょうがいしゃしょくぎょう
を行うことで、皆が働きやすい職場となるよう支援します。ジョブコーチには国（障害者職業セ
ンター）と県それぞれの制度があり、トライアル雇用と同時に利用できます。

【問い合わせ先】

くに 国のジョブコーチ	けん 県のジョブコーチ
しづおかしょうがいしゃしょくぎょう 静岡障害者職業センター (TEL:054-652-3322)	ほうじんはまつ NPO法人浜松NPOネットワークセンター (TEL:053-445-3717)

11 成年後見制度(せいねんこうけんせいど)



問い合わせ先：静岡家庭裁判所（電話番号：054-273-8773）

ものごと はんだん のうりょく じゅうぶん かた ざいさん まも しえん せいど
物事を判断する能 力が十 分でない方について、その財産を守り、支援していく制度です。この制度
にんいこうけんせいど ほうていこうけんせいど
には、任意後見制度と法定後見制度があります。

にんいこうけんせいど はんだんのうりょく ふじゅうぶん まえ ほんにん けいやく えんじょしゃ き
任意後見制度は、判断能 力が不十分になる前に、本人があらかじめ契約で援助者を決めておく
せいど
制度です。

たい ほうていこうけんせいど はんだんのうりょく ふじゅうぶん いってい しんぞくとう もうした
これに対して、法定後見制度は、判断能 力が不十分になってから、一定の親族等の申立てによ
かていさいばんしょ えんじょしゃ えら せいど
り、家庭裁判所が援助者を選ぶ制度です。

くわ かていさいばんしょ と あ
詳しくは、家庭裁判所にお問い合わせください。

12 日常生活自立支援事業(にちじょうせいいかつじいつしえんじぎょう)



問い合わせ先：お住まいの市町の社会福祉協議会

せいしん ちてき しょうがい かた にんちょうこうれいしゅ なか にちじょうせいかつ ふあん かた たいしよう
精神や知的に障 害のある方、認知症高齢者などの中で日常生活に不安のある方を対 象に、ご
ほんにん けいやく もと ふくし りようえんじょ にちじょうてき きんせんかんり かん そだん しえん おこな
本人との契約に基づいて福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理に関する相談・支援を行 う
じぎょう
事業です。

- (1) 福祉サービスの利用に関する相談や手続きの援助
くじょうかいつけいど りようえんじょ
(2) 苦情解決制度の利用援助
こうきょうりょうきん いりょうひとう しはら せいかつひ よう よちょきん はらいもど とうにちじょうてき きんせんかんり えんじょ
(3) 公共料金や医療費等の支払い、生活費に要する預貯金の払戻し等日常的な金銭管理の援助
つうちょう いんかん ねんきんしょうしょ しょるい あず
(4) 通 帳、印 鑑、年 金 証 書 など大切な書 類の預かり

13 各種相談(かくしゅそうだん)

とあさきすしちょう
?聞い合わせ先：お住まいの市町

紹介した種々のサービスを受けたい方、あるいはもっと詳しいことを知りたい方は、県健康福祉センター、知的障害者更生相談所、児童相談所、発達障害者支援センター、医療的ケア児等支援センター、市福祉事務所、町役場、障害者生活支援センター等にご相談ください。保健所、ハローワーク、社会保険事務所、税務署、財務事務所でもそれぞれの専門分野に関する相談を受け付けています。また、各市町から相談業務を委託された知的障害者相談員も設置されていますので、お住いの市町窓口で確認してください。

ちてきしょうがいしゃこうせいそうだんしょ れんらくさき
◎知的障害者更生相談所・連絡先

	しょざいち たんとうかでんわ 所在地(担当課電話・FAX)	しょかんちいき 所管地域
かもちてきしょうがいしゃ 賀茂知的障害者 こうせいそうだんしょ 更生相談所	しもだしなか 〒415-0016 下田市中531-1 TEL (055) 24-2038 FAX (055) 24-2159	しもだし ひがしいすちょう かわづちょう みなみいすちょう 下田市・東伊豆町・河津町・南伊豆町・ まつざきちょう にしいすちょう 松崎町・西伊豆町
とうぶちてき 東部知的 しょうがいしゃ 障害者 こうせいそうだんしょ 更生相談所	ぬまづしたかしまほんちょう 〒410-8543 沼津市高島本町 1-3 TEL (055) 920-2085 FAX (055) 920-2191	ぬまづし みしまし すそのし いすし いす くにし しみずちょう 沼津市・三島市・裾野市・伊豆市・伊豆の国市・清水町・ ながはらちょう かなみちょう あたみし いとうし こてんばし あやまちょう 長泉町・函南町・熱海市・伊東市・御殿場市・小山町
ふじちてきしょうがいしゃ 富士知的障害者 こうせいそうだんしょ 更生相談所	ふじしもといちは 〒416-0906 富士市本市場441-1 TEL (0545) 65-2141 FAX (0545) 65-2288	ふじし ふじのみやし 富士市・富士宮市
ちゅうおうちてき 中央知的 しょうがいしゃ 障害者 こうせいそうだんしょ 更生相談所	ふじえだしせとあらや 〒426-0075 藤枝市瀬戸新屋362-1 TEL (054) 646-3579 FAX (054) 646-3563	しまだし やいづし ふじえだし まきのはらし 島田市・焼津市・藤枝市・牧之原市 よしだちょう かわねほんちょう ・吉田町・川根本町
せいぶちてき 西部知的 しょうがいしゃ 障害者 こうせいそうだんしょ 更生相談所	いわたしみつけ 〒438-8622 磐田市見付3599-4 TEL (0538) 37-2819 FAX (0538) 37-2841	いわたし かけがわし ふくろいし おまえざきし きくがわし 磐田市・掛川市・袋井市・御前崎市・菊川市・ もりまち こさいし 森町・湖西市
しそおかしらいき 静岡市地域 リハビリテーション推進センター (静岡市知的障害者 こうせいそうだんしょ 更生相談所)	しそおかしあおいくじょうとうちょう 〒420-0846 静岡市葵区城東町 24-1 TEL (054) 249-3182 FAX (054) 209-0103	しそおかし 静岡市
はままつしおいしゃ 浜松市障害者 こうせいそうだんしょ 更生相談所	はままつしながくちゅうあう いっちょうめ ばん ごう 〒430-0929 浜松市中区中央一丁目12番1号 県浜松総合庁舎4階 TEL (053) 457-2707 FAX (053) 457-2645	はままつし 浜松市

じどうそうだんしょ れんらくさき
◎児童相談所・連絡先

	しょざいち たんどうかでんわ 所在地(担当課電話・FAX)	しょかんちいき 所管地域
かも 賀茂 じどうそうだんしょ 児童相談所	しもだしなか 〒415-0016 下田市中531-1 TEL (0558) 24-2038 FAX (0558) 24-2159	しもだし ひがしいずちょう かわづちょう みなみいすちょう 下田市・東伊豆町・河津町・南伊豆町・ まつざきちょう にしいすちょう 松崎町・西伊豆町
とうぶ 東部 じどうそうだんしょ 児童相談所	ぬまづしたかしまほんちょう 〒410-8543 沼津市高島本町 1-3 TEL (055) 920-2085 FAX (055) 920-2191	ぬまづし みしまし すそのし いすし くにし しみずちょう 沼津市・三島市・裾野市・伊豆市・伊豆の国市・清水町・ ながいすみちょう かなみちょう あたみし いとうし ごてんばし おやまちよう 長泉町・函南町・熱海市・伊東市・御殿場市・小山町
ふじ 富士 じどうそうだんしょ 児童相談所	ふじしもといちは 〒416-0906 富士市本市場441-1 TEL (0545) 65-2141 FAX (0545) 65-2288	ふじし ふじのみやし 富士市・富士宮市
ちゅうおう 中央 じどうそうだんしょ 児童相談所	ふじえだしせとあらや 〒426-0075 藤枝市瀬戸新屋362-1 TEL (054) 646-3570 FAX (054) 646-3563	しまだし やいづし ふじえだし まきのはらし よしだちょう 島田市・焼津市・藤枝市・牧之原市・吉田町・ かわねほんちょう 川根本町
せいぶ 西部 じどうそうだんしょ 児童相談所	いわたしみつけ 〒438-8622 磐田市見付3599-4 TEL (0538) 37-2810 FAX (0538) 37-2841	いわたし かけがわし ふくろいし おまえさきし きくがわし 磐田市・掛川市・袋井市・御前崎市・菊川市・ もりまち こさいし 森町・湖西市
しずおかし 静岡市 じどうそうだんしょ 児童相談所	しずおかしあおいかつみちょう 〒420-0947 静岡市葵区堤町 914-417 TEL (054) 275-2871 FAX (054) 272-1610	しずおかし 静岡市
はままつし 浜松市 じどうそうだんしょ 児童相談所	はままつしなかくちゅうおう ちょうめ はんこう 〒430-0929 浜松市中区中央1丁目12番1号 けんはままつぞうごうようしき かい 県浜松総合庁舎4階 TEL (053) 457-2703 FAX (053) 457-2645	はままつし 浜松市

けんざいむじむしょじどうしゃぜいたんとう でんわばんごう
◎県財務事務所自動車税担当 電話番号

しもだざいmuじむしょ 下田財務事務所	TEL0558-24-2018	ふじえだざいmuじむしょ 藤枝財務事務所	TEL054-644-9122
あたみざいmuじむしょ 熱海財務事務所	TEL0557-82-9061	いわたざいmuじむしょ 磐田財務事務所	TEL0538-37-2211
ぬまづざいmuじむしょ 沼津財務事務所	TEL055-920-2019	はままつざいmuじむしょ 浜松財務事務所	TEL053-458-7132
ふじざいmuじむしょ 富士財務事務所	TEL0545-65-2118		
しづおかざいmuじむしょ 静岡財務事務所	TEL054-286-9130		

はったつしおうがいしゃしえん
◎発達障害者支援センター・連絡先

ねんれい ちてきしおうがい うむ かか はったつしおうがい じへいしおう
年齢、知的障害の有無に問わらず発達障害（自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性
はったつしおうがい ちゅういきかんどうせいしおうがい がくしゅうしおうがい うたが かた さまざま そだん しえん
発達障害、注意欠陥多動性障害、学習障害）やその疑いがある方への様々な相談、支援を行っています。（要予約）

所在地 (担当課電話・FAX)	所管地域	
しづおかんとうぶはったつしおうがいしゃ 静岡県東部発達障害者 支援センターアスター（東部） とうぶ しえん	しもだし ひがしいすちょう かわづちょう 下田市・東伊豆町・河津町・ みなみいすちょう まつさきちょう にしいすちょう 南伊豆町・松崎町・西伊豆町・ ぬまづし みしまし すそのし いすし 沼津市・三島市・裾野市・伊豆市・ いすくにし しみずちょう ながいすみちょう 伊豆の国市・清水町・長泉町・ かんなみちょう あたみし いとうし ごてんばし 函南町・熱海市・伊東市・御殿場市・ おやまちょう ふじし ふじのみやし 小山町・富士市・富士宮市	
しづおかんちゅうせいははったつしおうがいしゃ 静岡県中西部発達障害者 支援センターココ（中西部） ちゅうせい しえん	しまだし やいづし ふじえだし まきのはらし 島田市・焼津市・藤枝市・牧之原市・ よしだちょう かわねほんちょう いわたし かけがわし 吉田町・川根本町・磐田市・掛川市・ ふくろいし おまえざきし きくがわし もりまち 袋井市・御前崎市・菊川市・森町・ こさいし 湖西市	
しづおかしははったつしおうがいしゃ 静岡市発達障害者 支援センター「きらり」 しえん	しづおかしするがくまぎりかね 静岡市駿河区曲金 5-3-30 TEL (054) 285-1124 FAX (054) 285-1125	しづおかし 静岡市
はままつしははつそうだんしえん 浜松市発達相談支援 センター「ルピロ」	はままつしなかくかじまち はんち 浜松市中区鍛冶町100番地 はままつ の1ザザシティ浜松 ちゅうおうかん かい 中央館5階 TEL (053) 459-2721 FAX (053) 452-3813	はままつし 浜松市

いりょうてき じとうしえん
◎医療的ケア児等支援センター・連絡先

さいたく いりょうてき じとう
在宅の医療的ケア児等とそのご家族が身近な地域で安心して暮らしていただけるように、専門の相談員が
いりょう ふくし ほけん きょういくとう
医療・福祉・保健・教育等の関係機関と連携し、医療的ケアに関する様々な相談に対応します。

所在地 (電話・FAX)
しづおかんいりょうてき じとうしえん 静岡県医療的ケア児等支援 センター テレホン 054-204-1380 FAX 054-204-1385

し ち ょう し ゆう がい ふく し たん と う でん わ ばん ごう ばん ごう
 ◎市町障害福祉担当 電話番号・FAX番号

しもだし 下田市	TEL0558-22-2216 FAX0558-22-3910	ながいすみちょう 長泉町	TEL055-989-5512 FAX055-989-5515	いわたし 磐田市	TEL0538-37-4919 FAX0538-36-1635
ひがしおぢょう 東伊豆町	TEL0557-95-6204 FAX0557-95-5691	こてんぱし 御殿場市	TEL0550-82-4238 FAX0550-84-1046	かけがわし 掛川市	TEL0537-21-1139 FAX0537-21-1163
かわづちょう 河津町	TEL0558-36-3232 FAX0558-34-1811	おやまちょう 小山町	TEL0550-76-6661 FAX0550-76-4770	ふくろいし 袋井市	TEL0538-44-3114 FAX0538-43-6285
みなみいすぢょう 南伊豆町	TEL0558-62-6233 FAX0558-62-2493	ふじのみやし 富士宮市	TEL0544-22-1145 FAX0544-28-4345	おまえざきし 御前崎市	TEL0537-85-1121 FAX0537-85-1144
まつざきぢょう 松崎町	TEL0558-42-3966 FAX0558-42-3184	ふじし 富士市	TEL0545-55-2911 FAX0545-53-0151	きくがわし 菊川市	TEL0537-37-1252 FAX0537-37-1255
にしいぢぢょう 西伊豆町	TEL0558-52-1961 FAX0558-52-5750	しづおかし 静岡市	TEL054-221-1099 FAX054-254-6322	もりまち 森町	TEL0538-85-1800 FAX0538-86-6301
あたみし 熱海市	TEL0557-86-6335 FAX0557-86-6338	あおいく 葵区	TEL054-287-5818 FAX054-287-8660	こさいし 湖西市	TEL053-576-4532 FAX053-576-1220
いとうし 伊东市	TEL0557-32-1532 FAX0557-36-0775	するがく 駿河区	TEL054-354-2106 FAX054-352-0323	はままつし 浜松市	
ぬまづし 沼津市	TEL055-934-4829 FAX055-934-2631	しまだし 島田市	TEL0547-36-7154 FAX0547-37-0235	なかく 中区	TEL053-457-2058 FAX053-457-2632
みしまし 三島市	TEL055-983-2612 FAX055-976-5555	やいづし 焼津市	TEL054-626-1127 FAX054-626-2189	ひがしく 東区	TEL053-424-0176 FAX053-424-0194
すそのし 裾野市	TEL055-995-1820 FAX055-992-3681	ふじえだし 藤枝市	TEL054-643-3149 FAX054-644-2941	にしく 西区	TEL053-597-1159 FAX053-597-1210
いづし 伊豆市	TEL0558-72-9863 FAX0558-72-8638	まきのはらし 牧之原市	TEL0548-23-0072 FAX0548-23-0099	みなみく 南区	TEL053-425-1485 FAX053-425-1647
いづのくにし 伊豆の国市	TEL0558-76-8007 FAX0558-76-8029	よしだぢょう 吉田町	TEL0548-33-2104 FAX0548-33-0361	きたく 北区	TEL053-523-2898 FAX053-523-1119
かんなみぢょう 函南町	TEL055-979-8127 FAX055-979-8143	かわねほんちょう 川根本町	TEL0547-56-2224 FAX0547-56-1117	はまときたく 浜北区	TEL053-585-1697 FAX053-586-5495
しみずぢょう 清水町	TEL055-981-8204 FAX055-973-1959			てんりゅうく 天竜区	TEL053-922-0024 FAX053-922-0049

せいいむしょ でんわ ばんごう
 ◎税務署電話番号

しもだせいむしょ 下田税務署	TEL0558-22-0185	ふじせいむしょ 富士税務署	TEL0545-61-2460	しまだせいむしょ 島田税務署	TEL0547-37-3121
みしませいむしょ 三島税務署	TEL055-987-6711	しみずせいむしょ 清水税務署	TEL054-366-4161	かけがわせいむしょ 掛川税務署	TEL0537-22-5141
あたみせいむしょ 熱海税務署	TEL0557-81-3515	しづおかせいむしょ 静岡税務署	TEL054-252-8111	いわたせいむしょ 磐田税務署	TEL0538-32-6111
ぬまづせいむしょ 沼津税務署	TEL055-922-1560	ふじえだせいむしょ 藤枝税務署	TEL054-641-0680	はままつひがしげいむしょ 浜松東税務署	TEL053-458-1111
				はままつにせいむしょ 浜松西税務署	TEL053-555-7111

◎ハローワーク 電話・FAX番号

ハローワーク下田	TEL 0558-22-0288	FAX 0558-23-0733	ハローワーク富士	TEL 0545-51-2151	FAX 0545-52-7743	ハローワーク榛原	TEL 0548-22-0148	FAX 0548-22-7472
ハローワーク三島	TEL 055-980-1300	FAX 055-987-4414	ハローワーク富士宮	TEL 0544-26-3128	FAX 0544-23-9510	ハローワーク掛川	TEL 0537-22-4185	FAX 0537-22-4913
ハローワーク伊東	TEL 0557-37-2605	FAX 0557-38-3713	ハローワーク清水	TEL 054-351-8609	FAX 054-351-8615	ハローワーク磐田	TEL 0538-32-6181	FAX 0538-37-7447
ハローワーク沼津	TEL 055-931-0145	FAX 055-932-7336	ハローワーク静岡	TEL 054-238-8609	FAX 054-238-3440	ハローワーク浜松	TEL 053-541-8609	FAX 053-457-5162
ハローワーク御殿場	TEL 0550-82-0540	FAX 0550-82-7090	ハローワーク焼津	TEL 054-628-5155	FAX 054-626-0093	ハローワーク細江	TEL 053-522-0165	FAX 053-522-3727
			ハローワーク島田	TEL 0547-36-8609	FAX 0547-37-8626	ハローワーク浜北	TEL 053-584-2233	FAX 053-585-2434

◎年金事務所 電話・FAX番号

三島年金事務所	TEL 055-973-1166	FAX 055-971-8311	清水年金事務所	TEL 054-353-2233	FAX 054-353-3611	掛川年金事務所	TEL 0537-21-5524	FAX 0537-21-3211
沼津年金事務所	TEL 055-921-2201	FAX 055-923-3811	静岡年金事務所	TEL 054-203-3707	FAX 054-284-4411	浜松東年金事務所	TEL 053-421-0192	FAX 053-421-6011
街角の年金相談センター沼津	TEL 055-954-1321	FAX なし	街角の年金相談センター静岡	TEL 054-288-1611	FAX なし	浜松西年金事務所	TEL 053-456-8511	FAX 053-452-8011
富士年金事務所	TEL 0545-61-1900	FAX 0545-64-5411	島田年金事務所	TEL 0547-36-2211	FAX 0547-37-6011	街角の年金相談センター浜松	TEL 053-545-9961	FAX なし

いのち輝き、笑顔あふれる社会を。



生きがいと健康づくり
イメージキャラクター
「ちゃっぴー」

静岡県健康福祉部



Shizuoka Prefecture

私たち静岡県健康福祉部職員の仕事の姿勢

- 1 県民の声に耳を傾け、県民の視線に立って仕事をします。
- 2 つねに公平・公正に、県民の幸せのために責任ある判断をします。
- 3 県民が必要とする情報を、積極的に分かりやすく提供します。
- 4 生産性の向上に努め、質の高いサービスを目指します。
- 5 いつも笑顔で親切に、誠実で迅速な応対をします。

私たちは、いのちを守る使命感、いたわりの心・やさしい心で、
一人ひとりの熱い想いを、元気いっぱい伝えます！

れいわ　ねん　がつ　　しづ　おか　けん
令和4年12月　　静岡県

けんこうふくし　ぶ　しょうがいしゃしえんきょくしょうがいふ　く　しか
健康福祉部障害者支援局障害福祉課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

TEL (054) 221-3319・2366・2367

FAX (054) 221-3267